

ドイツにおける青少年保護のための インターネット規制と運用

2012年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

本報告書に関する問い合わせ先：
日本貿易振興機構(ジェトロ)
調査企画課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL: 03-3582-5544

FAX: 03-3582-5309

email: ORA@jetro.go.jp

【免責条項】

ジェトロは、本書の記載内容に関して生じた直接、間接的若しくは懲罰的損害及び利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされている場合であっても同様とします。

(C)JETRO 2012

本報告書の無断転載を禁ずる。

アンケート返送先 FAX 03-3582-5309

email: ORA@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 調査企画課宛

● ジェトロアンケート ●
「ドイツにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用」
に関するアンケート

ジェトロでは将来の市場として、潜在的需要が高い可能性のある国や地域のマーケット情報を日本の中堅中小企業の方々に紹介することを目的に本調査を実施いたしました。報告書をお読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。

■質問1:「ドイツにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用」について、どのように思われましたでしょうか？(○をひとつ)

4:役に立った 3:まあ役に立った 2:あまり役に立たなかった 1:役に立たなかった

■質問2:上記のように判断された理由、また、その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■質問3:その他、ジェトロへの今後のご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

ご所属	□企業・団体	会社・団体名
		部署名

～ご協力有難うございました～

目次

1. インターネットに関して青少年を守る法律の名称及びその詳細.....	2
2. 規制についての民間企業のための問い合わせ先： 当該機関・主管官庁とその概要.....	9
3. インターネット上の情報に関するホットライン及びその窓口機関の概要	11
4. 民間企業が設置している自主規制団体とその概要	16
付表：自主規制団体(ホットライン窓口機関)メンバーリスト.....	19
参考文献・サイト一覧	22

1. インターネットに関して青少年を守る法律の名称及びその詳細¹

ドイツでは、インターネットを含むメディア上の有害情報に対する規制法として、連邦法である「青少年保護法 (Jugendschutzgesetz = JuSchG)」と州法である「テレメディア州際協定 (Jugendmedienschutz-Staatsvertrag = JMStV)」が設けられている。

加えてポルノ及び暴力行為の描写物の頒布・提供に関しては、刑法による規制も行われている。

またサービスプロバイダーの責任及び義務に関しては、主に上記のテレメディア州際協定と「テレサービスの利用に関する法律 (Gesetz über die Nutzung von Telediensten)」が規定している。

1-1. 有害情報に対する規制

1-1-1. 青少年保護法 (Jugendschutzgesetz = JuSchG)

連邦法。2002年成立、2003年4月1日発効。最終改正2008年10月31日。

【要点】

- 児童・青少年の定義(第1条1項): 同法において、14歳未満を「児童」、14歳以上18歳未満を「青少年」と定義する。
- メディアの区分: 州法で規制される「放送」を除き、「パッケージメディア (Trägermedien)」と「テレメディア (Telemedien)」に区分する。前者は物的な媒体に記録され頒布に適し、直接的な認識を目的とした(例:ポスター、広告等)、或いは再生機能を持つ機器(例:ポケットゲーム、ゲーム機等のメモリー及び再生機能をもつ機器)に記録された文書・画像・音声を指す(第1条2項)。後者は、テレメディア法で定義されたメディアを指す(第1条3項、例:主にインターネット上のメディア、テレテキスト・ラジオテキスト、テレフォンショッピング等)²。
- メディアの再生かつ電子頒布が可能な多目的機器(例:コンピューター、携帯電話等)の場合、機器に記録されたメディアを再生し第三者の青少年に観賞させる場合はパッケージメディア、そのメディアを電子頒布する場合はテレメディアと定義される³。
- 青少年に有害なパッケージメディア及びテレメディアは、連邦青少年有害メディア審査会

¹株式会社 KDDI 総研「諸外国における青少年を取り巻く有害情報対策に関する調査研究」(2008年3月:2007年度文部科学省委託案件)及び当該法原文をもとに作成。

² Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend: "Jugendschutzgesetz und Jugendmedienschutz-Staatsvertrag der Länder"

³ 注2に同じ

(連邦審査会=Bundesprüfstelle für jugendgefährdende Medien, BPjM)が「有害メディアリスト」に記載する。リストからの削除も連邦審査会の権限とする。これに該当するメディアは特に、不道徳なもの、粗暴性を助長するもの、暴力・犯罪・人種間の憎悪を煽動するもの、及び殺人・殺戮等の暴力行為や、私刑を唯一の正当な方法と描写するものである(第 17 条、第 18 条 1 項)。ただし、政治的・社会的・宗教的内容に関わるものを、その内容ゆえに記載してはならず、芸術・学術に寄与するもの及び公共の利益に資するものも記載してはならない(第 18 条 3 項)。

- 有害メディアリストは、以下の 4 部構成とする(第 18 条 2 項):
 - A. 以下の B,C, D カテゴリーのいずれにも属さないパッケージメディア。官報に公示。
 - B. D カテゴリーに属さない刑法違反のパッケージメディア。全面的頒布禁止として官報に公示。
 - C. リストに記載されないため A カテゴリーに属さないパッケージメディア、及び D カテゴリーに属さない全てのテレメディア。官報には公示しない。
 - D. リストに記載されないため B カテゴリーに属さないパッケージメディア、及び刑法違反のテレメディア。全面的頒布禁止として官報には公示しない。

- 以下のような「極めて有害な」パッケージメディアは、リストに記載されなくとも青少年への提供等を禁止する(第 15 条 2 項):
 1. 刑法第 86 条(憲法違反の組織を宣伝するもの)、第 130 条(特定の集団への憎悪を煽動するもの、ナチス犯罪を賞賛又はその存在自体を否定するもの)、第 130a 条(罪を犯すと脅迫して公の平穩を害するもの)、第 131 条(非人間的な暴力を賛美するもの)又は第 184 条に違反するもの(ポルノグラフィ)
 2. 戦争を賛美するもの
 3. 暴力自体を目的とした、特に真に迫った、残酷で凶暴性のある描写
 4. 不自然で性を強調した姿勢をとる青少年の描写
 5. その他青少年の発達に著しく有害であることが明白なもの

- 第 18 条に基づき有害メディアリストに記載されたテレメディアの規制に関しては、州法に委ねられる(第 16 条)。

- テレメディアについては、リスト記載決定の前に、連邦審査会は州の中央監督機関(後

述のテレメディア州際協定により設立される青少年メディア保護委員会)の見解を求める(第 21 条 6 項)。

- この法律に違反する者は刑罰(最長 1 年の禁固刑又は罰金)又は秩序違反の罰(最高 5 万ユーロの罰金)を科される(第 27 条、第 28 条)。

1-1-2. テレメディア州際協定 (Jugendmedienschutz-Staatsvertrag = JMStV)

州際協定。2002 年成立、2003 年 4 月 1 日発効。最終改正 2009 年 10 月 30 日。

正式名 = 「放送とテレメディアにおける人間の尊厳の保護及び青少年保護に関する州際協定」(Staatsvertrag über den Schutz der Menschenwürde und den Jugendschutz in Rundfunk und Telemedien)

【要点】

- 放送局及びテレメディア提供事業者に対し、提供を禁止する内容は青少年保護法第 15 条 2 項とほぼ同じであるが、加えて以下の内容も含む(第 4 条):
 - 刑法第 86a 条で定める、憲法違反の団体の標章の使用
 - 刑法第 126 条 1 項で定める違反行為(殺人、人間性に反する犯罪、傷害、強盗・脅迫、公の平穩を害する犯罪)を促すもの
 - 死につつある人又は心身に重い苦痛を受けている人をその尊厳を冒す方法で描写するもの
 - ポルノグラフィ、暴力ポルノ、児童・青少年の性的虐待、猥褻淫行為
 - 青少年保護法で定めるリスト B・D に記載されたもの(第 4 条 1 項)
 - 青少年保護法で定めるリスト A・C に記載されたもの(第 4 条 2 項)
- テレメディアについては、事業者が成人の利用に限定できる場合は、第 4 条 2 項の 1 に挙げる内容(その他のポルノグラフィ)の提供を許可する(第 4 条 2 項)。
- この協定に違反する者は刑罰(最長 1 年の禁固刑又は罰金)又は秩序違反の罰(最高 50 万ユーロの罰金)を科される(第 23 条、第 24 条)。

1-1-3. 刑法による規制

1997年の刑法第11条3項の改正により、「文書」概念に「データ記録装置」が含められ、インターネットにより頒布されるポルノに対しても適用できるようになった。さらに、児童ポルノについて「実際の性的虐待」のみならず、「真に迫った」ものも処罰の対象となっている。

刑法による青少年保護に関する規制には、以下がある：

- 青少年へのポルノ文書の頒布の禁止（刑法第184条）
- 暴力行為又は猥褻淫行為の描写物の頒布の禁止（刑法第184a条）
- 児童ポルノの頒布・入手・所有の禁止（刑法第184b条）
- 青少年ポルノの頒布、入手、所有の禁止（刑法第184c条）
- 青少年への放送、メディア、テレサービスによるポルノ提供の禁止（刑法第184d条）

1-2. サービスプロバイダーの責任・義務に関する法律

放送局及びテレメディア提供事業者の義務・責任に関しては、既述のテレメディア州際協定で規定されている。さらに、同協定の遵守に関するテレメディア提供事業者の責任は、2007年2月26日制定のテレメディア法 (Telemediengesetz = TMG) で規定されている。

1-2-1. テレメディア州際協定 (JMStV)

同協定は、コンテンツプロバイダーに対し、青少年の成長を阻害すると思われるコンテンツについて、青少年の年齢に応じてアクセスを阻止する措置を取ることを義務付けている(第5条1項)。またその方法として、以下の可能性を挙げている(第5条3項及び4項)：

1. 青少年の発達を損なう内容について、その享受に適さない年齢層の利用を技術的措置により排除又は困難にすること。
2. 又はその提供時間を限定すること(「青少年の利用禁止」の場合は23時～6時、「16歳未満利用禁止」の場合は22時～6時)。

さらに、事業者の自主規制および州の監視機能を確立・強化するため、以下のような規定を設けている：

- 全国規模のテレビ局、青少年の発達を損なうコンテンツを含むテレメディア及びサーチエンジンのプロバイダーは、青少年保護受託者を置くこと。ただし、従業員50人未満、又は月間アクセス1,000万件以下の規模の事業者は、これに代えて自主規制機関とすることが出来る(第7条)。
- 州は「青少年メディア保護委員会 (Kommission für Jugendmedienschutz = KJM)」を共同で設立する(第14条)。KJMの権限は、同協定の遵守の監督、自主規制機関の認可及び却下、コンテンツレイティング及びフィルタリング技術の検証及び許可、連邦審議会による有害指定に関するアドバイス、秩序違反の決定等である(第16条)。
- 各事業者は、KJMに対してサービス内容と、青少年保護のために実施している措置について報告する義務を有する。必要とみなされた場合は、無償でその提供サービスへのアクセスを確保しなければならない。また事業者は、監督行為の枠でのサービスへのアクセスや利用を阻害してはならない(第21条)。
- 放送・テレメディアの領域において、自主規制機関を設立することができる。認可された自主規制機関は、この協定の遵守を検証する(第19条)。

また第 5 条 3 項の補足規定として、第 11 条で以下のような「青少年保護プログラム」を設けている:

- プロバイダーは、児童・青少年に有害であると考えられるコンテンツを青少年保護プログラム(フィルタリングソフト)に登録する(第 11 条 1 項)。
- 当該プログラムは適切性認定のための審査を受ける必要がある。認可決定は、所轄の州メディア庁が KJM を通じて行う。認定有効期間は 5 年で延長も可能である(第 11 条 2 項)。

1-2-2. テレメディア法 (Telemediengesetz = TMG)

連邦法。2007 年成立、2007 年 3 月 1 日発効。最終改正 2010 年 5 月 31 日。

1997 年 8 月 1 日発効の「テレサービス法 (Teledienstegesetz = TDG)」廃止に伴い制定・発効した。従来の「テレサービス法」の内容を踏襲している。

同法は規律分野の統合を目的として制定され、従来の「テレサービス」(個人利用)と「メディアサービス」(公衆向け)の両者を「テレメディア」として統合した。放送にもテレコミュニケーションにも当たらない電気通信技術による情報発信(例: ブログ、ポッドキャスト等)は、テレメディアとして規律される。

また、同法による連邦と州(テレメディア州際協定)との権限は、以下のように規律の目的に応じて配分されている:

- 連邦テレメディア法: テレメディアの経済に関する規律(発信地国原理、参入の自由、有料プロバイダーの名称・所在地・連絡先等の明示義務、プロバイダーの責任、データ保護)を規律。
- テレメディア州際協定: 経済的、一般的要請を越える内容に固有の規律を行う。

【要点】

- サービス提供事業者は、一般法に基づき、その利用を提供している自身の情報に対して責任を負う(第7条「一般規定」第1項)。
- サービス提供事業者は、自身が伝送・蓄積した情報について、違法行為の監視・調査義務を負わないが、一般の法律(名誉毀損、著作権侵害等)に基づく情報の削除又は利用防止の義務を負う。また、電子通信法88条に基づく通信の秘密を遵守しなければならない(第7条2項)。
- サービス提供事業者は、その利用者のために蓄積している他人の情報について、次の場合には責任を負わない(第10条「情報の蓄積」):
 - (1) 当該事業者が違法な行為又は情報について知らない、かつ損害賠償請求の場合は、そこから違法な行為又は情報が明らかになるような事実や状況を知らない。
 - (2) 当該事業者が、かかる事実や状況を認識した後、遅滞なく当該情報を削除又はアクセス禁止とする措置を取った場合。

**2. 規制についての民間企業のための問い合わせ先：
当該機関・主管官庁とその概要⁴**

JMStV(テレメディア州際協定)は、サービスプロバイダーが同協定に定める規則に違反したとみなした場合、所轄の州メディア庁がとるべき対応処置を定めている(第20条)。

JMStVに定める規則の遵守を監督する機関は前述の青少年メディア保護委員会(KJM)であり、州メディア庁の組織としてインターネットコンテンツの監督を総括している。所轄の州メディア庁はKJMを通じて、テレメディア法(Telemediengesetz, TMG)第7~10条の規定にもとづくテレメディア・サービス事業者に対する措置を決定する(JMStV第20条4項)。

規則違反の場合の措置には、異議申し立て、禁止、プロバイダーの差し止め、最高50万ユーロまでの罰金があり、KJMが決定した措置の執行は所轄の州メディア庁が行う⁵。

また、インターネットコンテンツの禁止を担当するのは「連邦青少年有害メディア審査局(Bundesprüfstelle für jugendgefährdende Medien, BPjM)」であり、KJMはBPjMに禁止要請を行うことができる。コンテンツが禁止されているか否かについては、BPjMに問合せを行う⁶。

KJM 問合せ先：

Kommission für Jugendmedienschutz/ KJM-Stabsstelle
c/o Bayerische Landeszentrale für neue Medien
Heinrich-Lübke-Str. 27
81737 München
Tel.: +49 89 63808-262 Fax: +49 89 63808-290
stabsstelle@kjm-online.de

BPjM 問合せ先：

Bundesprüfstelle für jugendgefährdende Medien (BPjM)
Rochusstraße 10
53123 Bonn
(私書箱) Postfach 140165
53056 Bonn
Tel.: +49 228 9621030 Fax: +49 228 379014
liste@bundespruefstelle.de

⁴前掲 KDDI 総研及び当該法原文をもとに作成。

⁵<http://www.bundespruefstelle.de/bmfsfi/generator/bpjm/Jugendmedienschutz/wegweiser-jugendmedienschutz>

⁶注5に同じ

さらに、JMStV は第 19 条で事業者・団体による自主規制機関の設立を許可している。この自主規制機関は KJM により認定され、認定された自主規制機関は、この協定の遵守を検証する。

サービスプロバイダーが認定自主規制組織に所属している場合または、事業者が認定自主規制組織の定款に従う場合、違反に対する最初の対応は、JMStV 第 4 条 1 項への違反の場合を除き、所属組織が実施する。KJM による対応は、認定自主規制組織による決定または決定の不作为が判断余地の法的限界を超えると判断された場合にのみ可能であり (JMStV 第 20 条 5 項)、基本的に事業者・団体の自主的な対応を義務付けている。

従って、当該事業者が認定自主規制組織に所属していない場合、過度な規制に対する申し立ては KJM に対して行い、当該事業者が認定自主規制組織のメンバーである場合は、その組織に対し申し立て、或いはアドバイスを仰ぐことになる。

この認定自主規制組織については、本文第 4 章に記述する。

3. インターネット上の情報に関するホットライン及びその窓口機関の概要

インターネットホットライン提供者の国際的な団体である INHOPE には、現在欧州及び世界のホットライン事業者 37 団体以上が加盟している。そのうちドイツの加盟ホットラインは、以下の 3 つである⁷：

1. 青少年保護ネット (Jugendschutz.net)
2. マルチメディアサービスプロバイダー自主規制協会 (Freiwillige Selbstkontrolle Multimedia-Diensteanbieter = FSM) 運営によるホットライン
3. ドイツ・インターネットビジネス連盟 (Verband der deutschen Internetwirtschaft e.V. = ECO) 運営によるホットライン

以下に、各ホットライン及びその窓口(運営)機関の概要を示す：

2-1. Jugendschutz.net / 青少年保護ネット

メディアサービス上の青少年保護を目的として州政府により 1997 年に共同設立された、ホットライン機能を持つ情報管理機関。インターネット上の違法情報の通報を受け付けている。2003 年 4 月 1 日に JMStV(テレメディア州際協定)が発効するに伴い、組織上「青少年メディア保護委員会 (KJM)」に組み込まれた⁸。同時に、テレサービス(チャット、インスタント・メッセージ、ファイル・シェアリング等)の分野へも管轄を広げた⁹。

各州の児童青少年保護協議会 (Arbeitsgemeinschaft Kinder- und Jugendschutz = AJS) も有害情報からの青少年保護に取り組んでいるが、ホットラインに関しては上記の青少年保護ネットに委託している。

違法情報の際は、同情報を提供するプロバイダーにその旨を伝え、認可自主規制団体、及び KJM にも通報する。また国際レベルでは、INHOPE のホットライン・プロジェクトの枠内で、欧州内外のインターネットホットライン機関との協力体制にある¹⁰。

⁷ <http://www.inhope.org/gns/our-members.aspx>

⁸ http://www.kjm-online.de/de/pub/die_kjm/organisation/jugendschutznet.cfm

⁹ http://www.jugendschutz.net/jugendschutz_net/index.html

¹⁰ 注 9 に同じ

問合せ先:

jugendschutz.net

Wallstraße 11

55122 Mainz

Germany

Tel.: +49 6131 32 85-20 Fax: +49 6131 32 85-22

e-mail: buero@jugendschutz.net

管轄機関＝青少年メディア保護委員会 (KJM) :

JMStV 第 14 条で義務付けられた、州政府による共同設立の青少年保護監督機関。2003 年 4 月 1 日設立。

KJM の権限は、同協定の遵守の監督、自主規制機関の認可及び却下、コンテンツレイティング及びフィルタリング技術の検証及び許可、連邦審議会による有害指定に関するアドバイス、秩序違反の決定等である(JMStV 第 16 条)。

2-2. FSM / マルチメディアサービスプロバイダー自主規制協会

JMStV の前身である「メディアサービスに関する州際協定」の流れから 1997 年に設立された、自主規制を目的とする業界団体¹¹。1999 年には、INHOPE の共同創設者として参加している。2004 年 11 月に KJM から自主規制機関として認可を受け、所属メンバーの提供するメディア情報が JMStV を遵守しているかを監視・指導している¹²。

FSM に加盟する場合、FSM 独自の行動規範(違法情報の提供禁止等)に則り、違反の場合は FSM の罰則を受けることを誓約しなければならない。2012 年 2 月現在、グーグル (Google Inc.) を含む 47 の企業・団体が加盟している¹³(付表のメンバーリスト参照)。外国企業の加盟も可能だが、ドイツ国内でサービスを提供していることが望ましい¹⁴。年会費は、正会員・準会員の別、及び当該企業の年間売上高により異なり、2,000～32,000 ユーロとなっている¹⁵。

¹¹ 前掲 KDDI 総研

¹² http://fsm.de/de/Wir_ueber_uns

http://www.kjm-online.de/de/pub/jugendschutz_in_telemedien/selbstkontrolle.cfm

¹³ <http://www.fsm.de/de/Mitgliederverzeichnis>

¹⁴ FSM への問合せに対する回答 (2012 年 1 月 16 日現在)

¹⁵ <http://fsm.de/de/Beitragsordnung>

独自に運営するホットラインでは、インターネット上の違法情報の通報を受け付けている。上記の「青少年保護ネット」との役割分担は特に決められていない¹⁶。年間通報件数は約2,400件で、うち青少年に有害な内容(33%)と児童ポルノ(29%)が大半を占めている(2010年末現在)¹⁷。

受理された通報はまず予備審査の対象となり、当該情報のプロバイダーには、苦情に対する意見表明又は情報内容変更の機会が与えられる。当該プロバイダーがこれらの措置を取らない場合、独立した苦情対策委員会がそれを受け、通報側と当該プロバイダー側の和解を促す。和解不成立の場合は、苦情対策委員会が相応の措置を取ることが可能である¹⁸。

加盟事業者がFSMの行動規範に違反した場合、FSMは、(1)違反行為の是正要請、(2)告発、(3)罰則(罰金又は退会)のいずれかの措置を取ることが可能である。FSMはまた、非加盟事業者が提供する違法情報にも取り組んでいる。その場合の対策としては、(1)違反行為の是正要請のみ可能である。是正要請に応じない事業者に対しては、そのホストプロバイダーに当該情報の削除を要請することになる¹⁹。

また違法情報の発信源がドイツ国外の場合、該当国の自主規制団体に通報している。しかし、すべての国々で同等のインターネットサービスに関する自主規制団体が存在しているわけではない²⁰。

FSMはまた国内の公的機関とも協力体制を取っており、インターネット上の違法情報のうち、児童ポルノに関しては連邦警察庁(Bundeskriminalamt=BKA)、国外ホスティングの場合は連邦青少年有害メディア審査局(BPjM)、FSM非加盟事業者がプロバイダーである場合はKJMに通報している²¹。

問合せ先:

Freiwillige Selbstkontrolle Multimedia-Diensteanbieter e.V. (FSM)

Geschäftsstelle

Spreuefer 5

10178 Berlin

Germany

Tel.: +49 30 240484-30 Fax: +49 30 240484-59

e-Mail: office@fsm.de

¹⁶ 前掲 KDDI 総研

¹⁷ FSM Jahresbericht 2010

¹⁸ http://fsm.de/de/Wir_ueber_uns

¹⁹ 注 18 に同じ

²⁰ 注 18 に同じ

²¹ 注 18 に同じ

2-3. ECO / ドイツ・インターネットビジネス連盟

15 年以上前から存続し、現在 550 以上のメンバーを擁する欧州最大のインターネット業界団体であり、世界最大の ISP 連盟である欧州 ISPA の共同創設者。セキュリティ、インフラ、モバイル・インターネット、クラウド・コンピューティング、ネットビジネス、ゲーム、オンライン・マーケティング、ネット関連法規等の多岐分野に渡る専門家ネットワークを有している。また、ドイツ・インターネット業界の代表団体として、アイキャン (The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers = ICANN) の支持組織の一つである「分野別ドメイン名支持組織 (Generic Names Supporting Organization = GNSO)」の評議会にも加わっている²²。

INHOPE の共同創設メンバーである同連盟のホットライン (eco Internet-Beschwerdestell) では、Web サイト、E メール、データ交換サービス、チャット、ニュースグループ及びフォーラム等、あらゆるネットサービス上の違法情報やスパムメールに関する通報を受け付けている。2010 年度の統計では、通報された違法サイトのうち、ドイツでホスティングされているものについては、その 99% が 1 週間以内に閉鎖されている²³。

ECO は KJM が認可した自主規制機関ではないが、グーグル (Google Germany GmbH) やマイクロソフト (Microsoft Deutschland GmbH) も会員に名を連ねており、外国企業も会員となることが可能である²⁴。

問合せ先:
eco – Association of the German Internet Industry
Lichtstrasse 43h
50825 Cologne
Germany
Tel.: +49 (221) 70 00 48 - 0
Fax: +49 (221) 70 00 48 - 111
e-mail: info@eco.de

²² <http://www.eco.de/about.html>

²³ <http://www.eco.de/services/internet-beschwerdestelle.html>

²⁴ ECO への問合せに対する回答 (2012 年 2 月 6 日現在)

その他、INHOPE 加盟メンバーではないが、上記 KJM(青少年メディア保護委員会)が認定する自主規制団体である「エンターテインメント・ソフトウェア自主規制協会 (Unterhaltungssoftware Selbstkontrolle=USK)」、及び「映画ビジネス自主規制協会 (Freiwillige Selbstkontrolle der Filmwirtschaft=FSK)」もインターネットに関するホットラインを運営している。これらの協会については、次章で述べる。

4. 民間企業が設置している自主規制団体とその概要

JMStV(テレメディア州際協定)第7条では、青少年の発達を損なうコンテンツを含むテレメディア及びサーチエンジンのプロバイダーは、青少年保護受託者を置くことを義務付けている。ただし、従業員50人未満、又は月間アクセス1,000万件以下の規模の事業者はこれに代えて、KJM(青少年メディア保護委員会)より認定を受けた自主規制機関に監督を委ねることが出来る。

JMStVは基本的に事業者・団体の自主的な対応を義務付けており、事業者が認定自主規制機関の定款に従う場合、違反に対する最初の対応は所属組織が実施する。従って、これらの自主規制機関は、KJM等の公的機関による制裁措置から、同機関に加盟する事業者を或る程度保護することが可能となる。もっとも、コンテンツ自体が違法の場合は加盟を拒否、又は修正を求められるため、事前にこれら自主規制機関のアドバイスを受けることが賢明である²⁵。

KJM認定の自主規制組織には、既述のマルチメディアサービスプロバイダー自主規制協会(FSM)に加え、エンターテインメント・ソフトウェア自主規制協会(USK)、及び映画ビジネス自主規制協会(FSK)がある²⁶。

²⁵ FSK への問合せに対する回答 (2012年2月22日現在)

²⁶ http://www.kjm-online.de/de/pub/jugendschutz_in_telemedien/selbstkontrolle.cfm

4-1. エンターテインメント・ソフトウェア自主規制協会 (Unterhaltungssoftware Selbstkontrolle = USK)

1994年、コンピューターゲーム及びビデオゲームの自主規制を目的として設立された業界団体。主にゲームの年齢制限に関するプロセスを管理しており、世界最多級の1万7,000タイトルに及ぶコンピューター及びビデオゲームのアーカイブを所蔵している²⁷。

2011年9月14日、KJM(青少年メディア保護委員会)から自主規制組織として認定を受けた。これにより、USKの従来の監督分野であったコンピューターゲーム及びビデオゲームに加え、オンラインコンテンツに関する自主規制と加盟企業へのアドバイスを行うこととなった²⁸。

ドイツ市場でサービスを提供する外国企業もUSKの会員となることが可能である。同協会メンバーには、欧州最大級のオンラインゲーム・プロバイダーであるゲームフォージ・グループ (Gameforge Group) 傘下のゲームフォージ・プロダクションズ (Gameforge Productions GmbH)、ゲームフォージ 4D (Gameforge 4D GmbH)、フロッグスター・オンラインゲーミング (Frogster Online Gaming GmbH) の3社も名を連ねている²⁹。

問合せ先:
Unterhaltungssoftware Selbstkontrolle (USK)
Torstr. 6
10119 Berlin
Germany
Tel.: +49 30 240 8866 0
Fax: +49 30 240 8866 29
e-Mail: kontakt@usk.de

²⁷ <http://www.usk.de/die-usk/ueber-uns/>

²⁸ <http://www.usk.de/extramenu/login/publisher/start/aktuelles/>

²⁹ <http://www.usk.de/service/presse> USK への問合せに対する回答 (2012年1月12日現在)

4-2. 映画ビジネス自主規制協会 (Freiwillige Selbstkontrolle der Filmwirtschaft = FSK)内、オンラインコンテンツ部「FSK.Online」

1948年に米国の映画製作規定をもとに自主規制を目的に設立された業界団体。主に劇場用映画とビデオを対象に利用年齢制限を規定してきたが、2009年末よりインターネット上のコンテンツも対象範囲に加え、特に映画のコンテンツを持つサイトプロバイダーのリスクマネジメントを担当している。また同協会の一部署である「FSK.Online」は、2011年9月に前述のUSKと共にKJM(青少年メディア保護委員会)から自主規制組織として認定を受けた³⁰。

FSKはまた、現在16の映画・ビデオ業界団体が所属する「映画ビジネス中央機関 (Spitzenorganisation der Filmwirtschaft e.V. = SPIO)」の一機関である。SPIOに所属する各団体は、自身の会員に対し、FSKが審査・認定したサービス及び商品のみを提供するよう義務付けている³¹。

FSKが独自に運営するホットラインでは、インターネット上の違法情報に関する通報を受け付けているが、FSK会員が当該情報のプロバイダーである場合のみ適用できる³²。

なお、ドイツ市場でサービスを提供する外国企業も会員となることが可能である。

問合せ先:

FSK - Freiwillige Selbstkontrolle der Filmwirtschaft GmbH

Murnastraße 6

65189 Wiesbaden

Germany

Tel.: +49 611 77891-0(代表) Fax: +49 611 77891-39

e-Mail: FSK@spio-fsk.de

³⁰ <http://www.spio.de/index.asp?SeitID=466&TID=466> <http://www.spio.de/index.asp?SeitID=16&TID=473>

³¹ <http://www.spio.de/index.asp?SeitID=16&TID=473>

³² <http://www.spio.de/index.asp?SeitID=1676&TID=466>

付表: 自主規制団体(ホットライン窓口機関)メンバーリスト

① FSM / マルチメディアサービスプロバイダー自主規制協会

正会員:

- ・ Bigpoint GmbH
- ・ Cybits AG
- ・ DAS VIERTE GmbH
- ・ Deutsche Telekom AG
- ・ Deutsche Telekom Medien GmbH
- ・ Discovery Communications Deutschland GmbH & Co. KG
- ・ Edict GmbH
- ・ E-Plus Mobilfunk GmbH & Co.KG
- ・ famicus entertainment GmbH
- ・ giropay GmbH
- ・ Google Inc.
- ・ IAC Search & Media Europe Ltd.
- ・ Inter Publish GmbH
- ・ Kabel Deutschland Vertrieb und Service GmbH
- ・ Knuddels GmbH & Co. KG
- ・ Lokalisten media GmbH
- ・ maxdome GmbH & Co. KG
- ・ MSN/Microsoft Deutschland GmbH
- ・ MTV Networks Germany GmbH
- ・ PMS Interactive
- ・ ProSiebenSat.1 Digital GmbH
- ・ RTL 2 Fernsehen GmbH & Co. KG
- ・ RTL Disney Fernsehen GmbH & Co. KG
- ・ RTL interactive GmbH
- ・ Save.TV Ltd.
- ・ Scoyo GmbH
- ・ Searchteq GmbH
- ・ Sky Deutschland Fernsehen GmbH & Co. KG
- ・ SPORT1 GmbH
- ・ Tele 5 TM-TV GmbH
- ・ Telefónica Germany GmbH & Co. OHG
- ・ Telekom Deutschland GmbH
- ・ Tipp24 SE

- Vodafone D2 GmbH
- VZnet Netzwerke Ltd. (vormals StudiVZ Ltd.)
- wer-kennt-wen.de GmbH
- Yahoo! Deutschland GmbH

準会員:

- Antenne Thüringen GmbH & Co. KG
- Bettermarks GmbH
- Dolphin Media Germany AG
- Kiss FM Radio GmbH & Co. KG
- Payment Network AG
- Verlagsgruppe Weltbild GmbH

助成会員:

- Bundesverband Digitale Wirtschaft e.V.
- Bundesverband Informationswirtschaft, Telekommunikation und Neue Medien e.V.
- eco - Verband der deutschen Internetwirtschaft e.V.
- Verband Privater Rundfunk und Telemedien e.V.

② ECO / ドイツインターネットビジネス連盟

以下のサイトで全メンバーの詳細を閲覧することができる:

<http://www.eco.de/mitglieder.html>

加えてメンバーリストを入手するには、同機関の会員となる必要がある³³。年会費は、年間総売上高が5万ユーロ以上の企業の場合は年間2500ユーロ、5万ユーロ未満の場合は1500ユーロである³⁴。

③ USK / エンターテインメントソフトウェア自主規制協会

現在、外部に対してメンバーリストの開示は行っていないが、近日中に同協会サイト上 (<http://online.usk.de>) でメンバー情報を開示の予定である³⁵。

④ FSK Online / 映画ビジネス自主規制協会オンラインコンテンツ部

新規に設置された組織であり、現在、加盟希望事業者の審査又はこれらとの交渉段階であるため、未だメンバーリストは存在していない。2～3ヶ月後にメンバー概要がわかる予定であるが、その開示は未定である³⁶。

³³ ECO への問合せに対する回答 (2012年2月10日現在)

³⁴ ECO 会員申込み用紙参照

³⁵ USK への問合せに対する回答 (2012年2月10日現在)

³⁶ FSK への問合せに対する回答 (2012年2月22日現在)

参考文献サイト一覧

- 株式会社 KDDI 総研「諸外国における青少年を取り巻く有害情報対策に関する調査研究」(2008年3月:2007年度文部科学省委託案件)
- 青少年保護法 (Jugendschutzgesetz = JuSchG)、テレメディア州際協定 (Jugendmedienschutz-Staatsvertrag = JMStV):ドイツ連邦家庭高齢者女性青年省 (Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend), "Jugendschutzgesetz und Jugendmedienschutz-Staatsvertrag der Länder"
- 刑法:ドイツ連邦法務省 (Bundesministerium der Justiz), <http://www.gesetze-im-internet.de/stgb/>
- テレメディア法:ドイツ連邦法務省 (Bundesministerium der Justiz), <http://www.gesetze-im-internet.de/tmg/>
- 青少年メディア保護委員会 (KJM):<http://www.kjm-online.de>
- 連邦青少年有害メディア審査局 (Bundesprüfstelle für jugendgefährdende Medien, BPjM): <http://www.bundespruefstelle.de>
- INHOPE: <http://www.inhope.org>
- 青少年保護ネット (Jugendschutz.net): <http://www.jugendschutz.net>
- マルチメディアサービスプロバイダー自主規制協会 (Freiwillige Selbstkontrolle Multimedia-Diensteanbieter = FSM): <http://www.fsm.de>
- 同上年報:"FSM Jahresbericht 2010"
- ドイツインターネットビジネス連盟 (Verband der deutschen Internetwirtschaft e.V. = ECO): <http://www.eco.de/>
- 同上会員申し込み用紙:
http://www.eco.de/wp-content/blogs.dir/application_ecoeurocloud.pdf
- エンターテインメントソフトウェア自主規制協会 (Unterhaltungssoftware Selbstkontrolle = USK): <http://www.usk.de/>
- 映画ビジネス自主規制協会 (Freiwillige Selbstkontrolle der Filmwirtschaft = FSK)、オンラインコンテンツ部 (FSK.Online):
<http://www.fsk.de/index.asp?SeitID=466&TID=466>
- 映画ビジネス中央機関 (Spitzenorganisation der Filmwirtschaft e.V. = SPIO):
<http://www.spio.de/>

ドイツにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用

2012年3月発行

著作・発行 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部

〒107-6006 東京都港赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

Copyright © 2012 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載